**くらしの情報**

1. 注目情報　　 　　　　　　　　　　　　6 催し・講座
2. 新型コロナウイルス感染症関連情報　　　7 子育て支援
3. 令和元年台風19号関連情報　　　　　　　8 福祉
4. 暮らし　　　　　　　　　　　　　　　　9 健康
5. 募集

**1 高額介護サービス費の負担限度額が見直されます**

問い合わせ 高齢介護課介護給付担当　23-6125

　高額介護サービス費は、介護サービス利用者が1カ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

　８月から現在の負担限度額が見直されます。対象となるのは、介護サービスの利用者、または同一世帯に課税所得３８０万円（年収約７７０万円）以上の65歳以上の人がいる場合です。

　詳しくは、左の表で確認してください。

　なお、高額介護サービス費が対象になる人には、対象月の数カ月後に申請の案内を送付します。一度申請をすると、次回該当になった際には、計算された金額が自動的に同じ口座に振り込まれます。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者負担段階区分 | 負担上限額（月額） |
| ＊課税所得690万円（年収約1,160万円）以上 | 140,100円（世帯） |
| ＊課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収1,160万円）未満 | 93,000円（世帯） |
| 一般住民税課税～課税所得380万円（年収770万円）未満 | 44,400円（世帯） |
| 世帯住民税非課税 | 24,600円（世帯） |
|  | 前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が80万円以下の人など | 24,600円（世帯）15,000円（個人） |
| 生活保護など | 15,000円（世帯） |

※一定年収以上の高所得者世帯の負担限度額が見直され、＊部分が新設されます。

**1 ふるさと納税で全国の皆さんから支援をいただきました**

問い合わせ 政策課行政改革担当　23-2129

ふるさと納税制度は、自分が生まれ育った「ふるさと」に貢献したい、自分と関わりが深い地域を応援したいなどの気持ちを形にする制度です。

　令和2年度は、約2万７千件、総額４億２千万円を超える寄付をいただきました。ふるさと納税は、指定された使い道に沿って、市のさらなる発展のため、有効活用します。今後も、よりよいまちづくりを進めていきます。

■令和2年度のふるさと納税の主な使い道

* 世界農業遺産の資源を保全するための事業

活用額1,330万円

大崎地域世界農業遺産推進協議会が行うアクションプラン関連事業、PR看板の設置、地場産品を使用した学校給食など

* 未来を担う人材育成のための事業

活用額9,060万円

小中学校の教材備品・図書・保健備品の購入、給食機器の更新、保育施設の修繕・改修など

* 安全・安心に暮らすための事業

活用額810万円

災害用備蓄品の購入、除雪剤散布用機械の購入、避難誘導看板の設置、デジタル無線機の更新など

* 活力あふれる大崎市をつくるための事業

活用額1億4,940万円

市ウェブサイトのリニューアル、オニコウベスキー場・加護坊温泉さくらの湯などの施設整備、図書館の図書購入、公園遊具の更新、公民館駐車場の整備など